

午前十時開議

○**畠山晋一委員長** ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○**畠山晋一委員長** 若林委員は欠席でございますので、御報告いたします。

本日は、当委員会が所管する二つの外郭団体の経営状況等の聴取を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

報告の順序ですが、レジュメに記載のとおり、最初にトラストまちづくり、次に多摩川緑地広場管理公社の順で行います。

議事の進行は、まず、区理事者より経営状況について御説明いただき、その後、各団体より経営方針等について御説明いただいた後、一括して質疑応答に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、報告①令和七年度一般財団法人及び②令和八年度公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出の二件を一括して議題としたいと思います。

本件に関し、参考人として、松村理事長、小柴常務理事、田中事務局長、青木トラストみどり課長に御出席いただいております。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

それではまず、区理事者より経営状況についての説明をお願いいたします。

○**一坪都市計画課長** それでは、公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況について御報告いたします。

本件は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づいて、令和八年第三回区議会定例会に報告を予定しているもので、本日はその概要について御報告するものでございます。

また、本日御報告します令和八年度事業計画・収支予算並びに令和七年度決算については、理事会、評議員会において、それぞれ同意議決をいただいておりますことを併せて御報告します。

なお、当財団法人は、令和八年四月一日より一般財団法人から公益財団法人へと移行いたしました。

まず、令和七年度の経営状況について事業実績の概要を御説明いたします。

資料、令和七年度一般財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出の一ページを御覧ください。

1 環境保全を図るトラスト運動事業でございます。

㊦ 民有地のみどり保全事業では、市民緑地制度や小さな森制度を活用し、民有地の緑を保全するとともに、区民に公開することで緑保全の大切さを広く啓発しております。

㊧ 民有地の緑化推進事業及び農の魅力アップ事業では、三軒からはじまるガーデニング支援制度や園芸講習会等により民有地の緑化を推進し、各農業公園で区民参加、協働による管理運営により農の魅力アップに取り組みました。

次の二ページ、㊨ 自然環境の保全再生事業では、自然環境調査等の実施、希少生物自生地の保全活動、公園・緑地等の自然環境の保全再生に取り組みました。

㊩ 世田谷グリーンインフラ推進事業では、世田谷グリーンインフラ学校の企画・運営をはじめ、雨庭づくりの普及と人材育成を専門家、活動団体、事業者等と連携しながら進めました。

㊪ 歴史的・文化的環境の保全活用事業では、世田谷区に残された近代建築など歴史的文化遺産の調査、保全相談を行うとともに、歴史的建造物が保存された緑地などの管理と有効活用に取り組みました。

続いて、三ページ、㊫ トラストボランティア活動事業では、区民との協働による多様な取組や活動団体等とのネットワークを生かし、新たなボランティアの参加を促進していくとともに、ボランティア団体の活動に対する助言や指導、各種情報提供等を行い、人材育成を図りました。

続いて、2 地域力を育むまちづくり推進事業についてでございます。

㊬ 地域共生のいえづくり支援事業では、民有の建物を活用した地域の交流や、まちづくり活動を支える場として、新規開設の支援や活動継続、発展のための運営支援を実施いたしました。

㊭ 空き家等地域貢献活用支援事業では、空き家の有効活用に向け、活用相談や講習会などを開催いたしました。

次に、㊮ まちづくり活動助成事業と、四ページの㊯ 区民主体のまちづくり活動支援促進事業でございます。区民のまちづくり活動支援を目的に平成四年に設立された公益信託世田谷まちづくりファンドの終了に際し、その考え方を継承した世田谷トラストまちづく

り活動助成事業を令和七年度に設立し、財団独自の助成事業を実施いたしました。また、区内活動団体のネットワーク交流会の実施や情報発信などにより、区民のまちづくり活動を支援いたしました。

☞ 住民参加の企画運営協力事業では、地区まちづくり協議会等への専門家派遣支援などを実施いたしました。

次に、3 参加の輪を広げる普及啓発事業でございます。

☞ トラストまちづくり会員の拡充では、会員数の拡大、強化及び財団に賛同する寄附者の拡充も併せて推進しています。

☞ 環境学習・人材育成事業では、普及啓発事業として、小学校の総合学習支援やバードウォッチングなど自然体験教室を実施いたしました。また、トラストまちづくり大学を開催し、「参加のデザイン道具箱」や花づくり教室など二十九回の講座を実施しております。

続いて、五ページになります。☞ ビジターセンターの運営事業では、施設運営とともに、展示及び啓発プログラム等を実施し、ビジターセンターの令和七年度の年間来館者数は四万八千九十名でございました。

次に、☞ 広報・情報発信事業では、幅広い層に財団の事業や取組を周知するため、情報誌やインターネットなどを活用した広報活動を行い、イベントなどの情報を広く区民に発信しました。

☞ 企業・他団体等との連携・協力事業では、企業の社会貢献活動との連携をはじめ、他団体への講師派遣や協賛、後援などを行うほか、ナショナル・トラスト団体や、市民活動、中間支援組織など、関係団体との定期的な情報交換を実施いたしました。

続いて六ページになります。4 安心して住み続けられる住まい・まちづくり事業についてでございます。

☞ 住まいサポートセンター運営事業では、住まいに関する相談事業や情報提供サービスなどを実施いたしました。

☞ せたがやの家運営事業では、上質で安全で安心して住み続けられる住まいの提供を目指し、適切に維持管理を行いました。

なお、せたがやの家制度廃止に向け、借上げ契約期間の満了をもって順次オーナーへの住宅返還または区営住宅への制度変更をしております。

次に、5 安全で安心できる公共施設の維持保全事業についてでございます。

㊦ 区内中小業者の育成事業では、現場見学会や講習会の実施、工事成績評定を実施いたしました。

㊧ 公共施設の維持保全事業では、合計で百十一件の一般修繕を実施いたしました。

続いて、七ページになります。6 環境共生・地域共生に資する駐車場等の管理運営事業でございます。

㊨ 駐車場事業では、キャロットタワー内地下駐車場及び下高井戸公共駐車場の管理運営を行いました。

㊩ S T Kハイツの管理運営事業、㊪ 啓発グッズ等の販売事業については、記載のとおりでございます。

最後に、安全に利用できる交通機関の施設整備事業でございます。

地下駅火災対策施設整備事業として、東急田園都市線の区内五駅に避難通路・非常用排煙発電設備を整備し、鉄道事業者と賃貸借契約を締結しております。

次は、令和七年度の正味財産の増加額と減少額の内容を御報告いたします。八ページ、九ページを御覧ください。令和七年度決算では、経常収益計十二億五千九百八十六万二千三百九十一円に対しまして、経常費用計十二億六千七百四十四万四千八百十四円となり、差引き当期経常増減額はマイナス七百五十八万二千四百二十三円となっております。

最終的に一般正味財産期末残高は四十億八千六百八十一万五千百三十五円と指定正味財産期末残高五億円と合わせまして、正味財産期末残高は四十五億八千六百八十一万五千百三十五円となっております。

なお、財務諸表の詳細については、資料右上の五八ページ以降に掲載しております。

令和七年度の経営状況に関する報告は以上でございます。

続いて、令和八年度の経営状況について報告いたします。資料、令和八年度公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出を御覧ください。

一ページには令和八年度の事業計画、二ページには予算総括表を掲載しております。

なお、四ページ以降に事業計画・収支予算の詳細を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** 次に、世田谷トラストまちづくりより、経営方針等についての説明をお願いします。

○**松村理事長** おはようございます。公益財団法人世田谷トラストまちづくり理事長の松

村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま区から当財団の令和七年度実績の概要について報告いただきましたので、私からは経営方針について若干補足説明をさせていただきます。

令和七年度は、決算書に記載の各事業に取り組むとともに、公益法人化に向けて、公益認定申請の手続と並行し、定款や規程等の整備、公益法人化のPR広報の強化など、準備を進めてまいりました。

それでは、各事業における取組について補足説明いたします。

まず、環境保全を図るトラスト運動事業では、市民緑地の維持管理を継続するとともに、小さな森を新たに一か所登録いたしました。

フラワーランドでは、花づくり教室などを開催し、地域の緑化を担う人材育成に継続して取り組み、また、瀬田農業公園（分園）では、区民ボランティアの育成を目的として、地域につながる野菜づくり実践講座を実施しました。

また、国分寺崖線上のみつ池緑地等においては、区民参加、協働による緑地の保全再生活動に引き続き取り組んでまいりました。

次に、地域力を育むまちづくり推進事業では、地域共生のいへの運営・開設支援などにより、地域に開く居場所づくりを進めるとともに、区民主体のまちづくり活動の支援については、信託財産終了により令和七年度に終了することとなりました公益信託世田谷まちづくりファンド助成事業と、新たに開始しました財団独自の世田谷トラストまちづくり活動助成事業を合同で実施いたしました。

また、活動団体をサポートする交流会を通して、活動団体のネットワークの形成の促進に取り組んでまいりました。

当財団の事業は、区民の参加と協働により進められております。ボランティアの育成や区民の自主的なまちづくり活動の伴走支援、そして区民とのネットワークの強化を目指し、職員の知識や実践力を高めて、環境共生、地域共生のまちづくりに貢献できるように努めているところです。

また、安心して住み続けられる住まい・まちづくり事業では、住宅相談、お部屋探しサポートなど、区民一人一人に寄り添った住まいサポートセンター事業の運営に努めてまいりました。

令和八年度については、経営計画、事業計画に基づき事業を推進するとともに、公益法人化した当財団のPRを強化しながら、公益法人のメリットを生かし、寄附者の拡大な

ど、ファンドレイジングをより一層強化し、公益目的事業のさらなる充実に努めてまいります。

また、財政基盤を支える駐車場運営などの収益向上、各事業の効率的な執行に努め、経営基盤を強化することにより、これまで築いてきた区民、事業者、団体とのつながりと信頼に応え、ひと・まち・自然の共生する世田谷の位置づけを目指してまいります。

説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がございましたら、どうぞ。

○**山口ひろひさ委員** まず、このまちづくり活動助成事業があると思いますが、こういうものは、まず簡単に、どういうことをやっているのでしょうか。

○**小柴常務理事** 今、当財団で進めている助成事業についてということで、そもそも一九九二年に公益信託世田谷まちづくりファンドというものが設立されて、三十年を超える助成事業を行ってきました。公益信託制度を使うということは、公平性、中立性、公開性、区から独立して、あるいは事業者からも独立してという形で運営してまいりましたが、基金が枯渇したので、今年度からその助成事業を当財団が引き受けました。

内容はほとんど従前のまちづくりファンド制度を運用して引き継いでいまして、助成事業として、助成金が必要な団体が申請してくれば、それに基づいて、学識経験者、あるいはNPO団体の代表、あるいは行政が入った運営委員会というところで判断されて、採択、不採択が決定されます。

概要は以上です。

○**山口ひろひさ委員** よく分かったのですが、実は各議員にもポスティングされていたと思うのですが、この「烏山の未来 タワマンじゃなかったら」という、烏山の再開発については、都市整備委員会の中でも陳情等が出て議論になっているわけですが、別に私は、タワマンじゃなかったらと、その議論をすることは構わないのですが、このチラシは、実際にその会が八月十九日水曜日十八時から二十時三十分までということで、これは主催が烏山のまちづくりをみんなで考える会という会なのですが、私はどういう会なのかよく分かりませんが、その下に世田谷区トラストまちづくり活動助成事業と入っているわけです。

この長い歴史の中で、その地権者がいろいろ協議をしながら、こうしたタワマンの計画が出てきたということも承知しています。ただ、突然そのタワマンだということを聞いて

て、違和感を感じる、その意見も私は分かりますが、そして、こういう会を開くこともよいのですが、聞くところによると、私も委員なっていますので、八月二十日に都市計画審議会がありまして、何かそこに、要はこの烏山のまちづくりをみんなで考える会というのは、どうも反対派の会らしくて、ただ、私の経験でいくと、少ない経験ですが、東急の大井町線に急行が導入されるときに、急行導入を考える会というものが立ち上がったのですが、それはしっかり反対する会でありましたので、若干この考える会というものは、そちらのほうに近いのかなという気がするのですが、そこに、二十日の都計審に反対派として傍聴に行こうということと呼びかけていたというようなこともあったとちょっと耳にしていますので、先ほど言った公平性、中立性ということを考えると、今まさにこのまちづくりが進められている中で、こういういわゆるナーバスな課題に関して、あまり世田谷トラストまちづくり活動助成事業と、このトラストの名前が出てくるということは、その公平性から見てどうなのかなという感じがするのですが、この辺の把握はされているかどうかをお聞きしたいのですけれども。

○小柴常務理事 このチラシについて、この団体について助成が採択されるかどうかは、運営委員会で判断されて、今回はこの団体に助成をします。そして、助成の申請内容は、反対というよりも、対話を求める、そのための講師謝礼とか、あるいはこういう資料の作成について盛り込まれて申請されています。

当然、反対運動に助成するということがいかなものかということではありますが、私も去年お話ししていますが、対話が一番大事だと思うので、その対話に対する助成金を求めてきたということで、今回は運営委員会が採択して、出しています。

採択されると、こういうチラシなどをやるときに、必ずトラストのこのロゴを入れろということが決まっています、これは当然助成金を受けているので、この右上に入っているというような次第です。

この内容について、団体が出したものについて、こちらから詳しくチェックするようなことはない、名前が入っているということは、そういう事情で出されていると思います。

○山口ひろひさ委員 その運営委員会の中で承諾された、その中では、その対話ということが重視されて、認められたということは理解できるのですが、そういう中で、はっきり都計審の中でも、もうタワマン反対だというような意見を言われていた部分もありますので、非常にその辺は、別に反対と主張することは構わないのですが、名前が出る以上、も

う少し慎重に対応していただくことを、何というのかな、要望していただければありがたいと思いますけれども。

○小柴常務理事 当然、この助成事業に対して事前相談は受けていますし、私も対応していますので、内容をよく審査するようにと。今回もそういうお話があって、そもそも財団は、助成金を出すだけではなくて、その活動がうまくいくように伴走支援もしていますので、そういうところで会話する時間がありますので、今おっしゃったような内容をお伝えしていきたいと思います。

○佐藤ひろと委員 この空き家等地域貢献活用はトラストの自主事業だと思うのですが、今回、新規登録二か所ということで、なかなか活用は難しい面は存じ上げていますが、これまでの実績が分かれば教えてもらいたいと。

あと、これは区で空き家活用ナビという、何かよく似たようなものをやっているのですが、そことの差別化は図られているのかどうか、教えていただければと思います。

○小柴常務理事 空き家等地域貢献活用支援事業は、そもそも世田谷区からの受託事業で運営していますが、今までに成立して、なくなったり、前後していますが、今現在十八か所が運営されています。

この事業に対しては、財団が行っていることは、オーナーが地域の貢献に活用してほしいと。ですから、そこのもうけではなくて、貢献に活用してほしいと。それに対して、財団が持っているネットワークによってマッチングするなり伴走する制度で、空き家ナビとの役割分担は、空き家ナビのほうは地域貢献ということではなくて、空き家をどう活用したいのか、あるいは、それは自分でもうけるためにやるのか、空き家ナビはそのジャッジも含めて受けていますので、空き家ナビとは常に情報交換をして、空き家ナビのほうに御相談があれば、財団の制度を紹介するし、財団のほうにお話があれば、空き家ナビのほうに、こういう制度もあるよということをその相談者にお伝えするような活動をしています。

○佐藤ひろと委員 そうしたら、区に聞かなければいけないですね。受託事業だと、この空き家活用ナビと、トラストにお願いしている事業が、何かそもそもダブルスタンダードになっていないのですかね。

いわゆる空き家活用ナビは、私はこの間も委員会で言いましたが、活用と言うよりも、ほとんど売却になっているので、それはもちろん致し方ない面もあるのですが、逆に地域貢献という観点から、ちゃんと一つにまとめて、同じところで一貫性を持ってやられるほ

うが、効果はまだよいのではないかと思うのですが、どうして区の直営と、トラストに委託をしてもらっているのに、ダブルスタンダード的になっているのかを教えてもらえますか。

○**松村理事長** 区の組織の在り方は、後から区がお答えすると思いますが、空き家活用ナビについては、もともと特定空家、要するに管理不全な建物の予防を図るために、オーナーさんから早い段階で相談を受けて、そうならないような伴走支援をしていく。なので、その後は、例えば解体ということもありますし、売却もあるし、賃貸としてまた貸すとか、いろいろなメニューがあるわけですね。それをやる事業者とのマッチングをする。

その中に、さっき常務から話したとおり、オーナーさんが地域貢献としても考えていきたいという話があれば、すぐトラストまちづくりにつないでいただく、今はこんな役割分担と連携で進めています。

一本化すべきという話は確かにあるかもしれないので、それは今、区のほうでいろいろ検討いただいているということだと思っています。

○**鈴木居住支援課長** 空き家活用ナビと地域貢献活用の一本化みたいなところは、今後、組織の中で決めていくものと考えておりますが、空き家活用ナビと、この地域貢献活用の窓口に関しては、先ほど松村理事長からもありましたとおり連携をしております、情報があれば、活用に向けてのオーナー支援ということで、窓口のほうで対応するという形を取っております。

我々も、区からも空き家活用ナビのほうに情報を取りに行くということもございますので、そういう情報があれば、窓口のほうに情報を伝達するとかいうことはしております。

○**佐藤ひろと委員** では、要望にしますが、いずれにしても、空き家のようになってしまっていて、例えば立木が繁茂してオーバーラップしてくるとか、だんだん朽ち果てているという苦情が、大体まず各総合支所の地域振興課に入るのですよね。そこから、なぜか管理不全ということで認定をする審査会にかけるまでに何年も何年もその状態が続くわけですよ。

そうならないために、さっき小柴さんがおっしゃったように、トラストのほうに、地域貢献の意向があるのかどうかとか、それとも様々な事情があって、売却をしたいとか、もしくはその状態を何とか維持しておかなければいけない事情があるので、その管理だけをしたいとか、様々なことがあるので、それをセパレートしてやるということは、私はあまり効果がないと。

だから、結局、空き家活用ナビのほうは、実績はほぼ売却になる。売却だったら、もうほとんどビジネス化していると思うってしまうので、それはそれで目的であるということであれば構わないのですが、せっかく活用ナビと出していることと、地域貢献活用ということとを掲げているのであれば、その成果はちゃんと得られるような形の体制をぜひ検討していただきたいということをお伝えしておきたいと思います。

○**たかじょう訓子委員** 山口委員の御質問の関連で、私は、都市整備領域のいろいろなまちづくりについて学ぶ機会、参加と協働のまちづくりを言っているところですので、多ければ多いほどよいと。

そして、おっしゃったように、中立の立場で選ばれているということでしたので、反対であろうが、賛成であろうが、そういう立場を考えてやるということは、むしろよくないことだと思いますので、学ぶ中で意見が変わってきたり、方向性が変わってきたりということもあると思いますので、ぜひそこは中立の立場でやっていただくという方針をお持ちだということですので、引き続きそういうまちづくりの相談に乗っていただきたいということを、まずお願いしたいと思っています。

今回は、烏山の再開発でも学習会を御支援されたということですが、年間大体どのぐらいの支援するケースはあるのでしょうか。

○**小柴常務理事** まず、今の中立性のお話からいきますと、要するにこの制度ができたときに、行政が持つのではなくて外に出すということは、どんな団体でも助成できるようにということで、過去も、下北沢の問題を含めて、幾つかの反対運動的なものはありましたが、それにもきちんと助成をしてきたという経緯があります。

それについては、今の運営委員会が判断することですが、財団としても伴走しながら、よい結果が出せるようにしていきたいと思っています。

助成団体は、その時々で違いますが、今年度は二十九団体が助成を受けております。

○**たかじょう訓子委員** 例えば烏山の問題で言ったら、再開発というすごく難解で、普通はなかなか理解しにくいものなので、そうやってまちづくりのことを理解しようという区民がたくさんいるということは、本当に前向きな動きだなと思いますので、これからもうぞお願いしたいと思います。

○**ひうち優子委員** 市民緑地と小さな森についてお伺いします。

近年、ゲリラ豪雨とか、様々な環境の変化の中で、この市民緑地制度、小さな森はすごく大事で、もっともっと推進していくべきだと思っています。

たしか私、以前に何度か議会で質問した頃に比べて、随分増えたなという印象なのですが、まず市民緑地制度と小さな森をもっともっと増やすための広報と、他団体連携による市民緑地、この活用はすごく大切で、ここが地域の活動の核の場所となるということをもっともっと広げていけば、より増えていくのかなと思うのですが、そのあたりの広報などについて伺いいたします。

○青木トラストみどり課長 市民緑地と小さな森というお話ですが、まず市民緑地については、一般の方がお持ちの土地を財団でお借りして、そこを公園のような形で開放していく、そして財団が管理していくという制度になっております。

また、小さな森制度については、いわゆる一般のお宅のふだん使っているお庭を、広く近所または区民の方に見てもらおうということで、一年に一回あるいは数回、オープンガーデンという形でお庭を紹介していただくというような制度になっております。

今、他団体との連携という話もございましたが、市民緑地についても、また小さな森についても、市民緑地についてはボランティア活動ということで維持管理をしております。また、小さな森についても、オープンガーデンのときには、ボランティアさんに御協力いただいて御案内していただくということで、なかなか大きな他団体ということではないのですが、そういうボランティアさん、区民の方々との連携ということで、こちらのほうを維持しているというような状態になっております。

また、広報というお話ですが、もちろんパンフレット等でも御案内はしております。また、いろいろ小さな森をやっている方の周辺でも、そういう話を聞いて、やりたいという方がいれば、財団に御紹介いただく、または御案内いただいて、少しずつでも広げていきたいと思っております。

また、市民緑地も同様に、もちろん広報もしておりますが、財団としてもさらに増えるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○ひうち優子委員 保育園の子たちのお出かけの場所になっているようなところもあるので、引き続き拡大して行っていただきたいということを要望いたします。

○岡川大記委員 寄附についてお話を伺いたいのですが、令和六年度と令和七年度で、まず支援者数が減っているということと、寄附に関しても、まだまだ少額だということで、公益財団法人になれば増えるのではないかと、ファンドレイジングということをおっしゃっていたのですが、今の経過と、どうやって増やしていくのかということも伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○青木トラストみどり課長 まず、トラストまちづくり会員ですが、こちらは約二千名近くの方に会員になっていただいております。一応令和七年度の目標は二千五百と置いていたのですが、実際には二千程度にとどまってしまったということです。

これは一つは、会員の募集などもしているのですが、公益に移るということで、一時期、公益になるまで待ってくださいというようなお話をしたこともございます。そういう方々については令和八年度に新たに増えて、令和七年度から持ち越して、令和八年度のほうで会員になってもらっている方もいらっしゃいます。その部分が若干減っているかなと思っています。

あと、寄附の拡大ですが、寄附については、公益になったことによって税制上の優遇措置が受けられるようになってございます。こういうことも広くアピールしながら、小口寄附または大口の寄附等も増やしていくよう努力してまいります。

○岡川大記委員 この寄附は、ホームページでも見ていたのですが、初めにぱっと「寄附をお願いします」と出ていると、みんなが開きたいと思えないと思うのです。「寄附をお願いします」と言われて「ああ、寄附をしよう」と開く人は、すごくMな人というか、ちょっと自分を、「もうお金を払いたい」という人だと思うのですが、その払いたくなるようなストーリーや、いろいろな事業をされていて、いろいろな思いがあるのに、出てくる言葉が「寄附をお願いします」だと、そこに気持ちがついていかないの、いろいろな入り口はあるにしても、やはりそこを最終的に寄附につなげていくということで、もっとストーリーをつくっていくほうが、いろいろな事業でよいことをされているので、もったいないと思うのです。

それが結局五十万円ちょっとしか集まらないとかだと、やり方がきっと間違っているのではないかと思いますので、そのあたり、例えば民間の方、副業人材を入れるとか、ちょっとできるのか分からないですが、いろいろなたけた方々もいらっしゃるの、そういう方に、ホームページづくりからとか、あといろいろなところにアドバイスをもらうということも一つではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○青木トラストみどり課長 寄附というお話ですが、まずホームページについては、公益財団に移行するに当たって、実は今年度リニューアルをしているところでございます。

今回つくったホームページのコンセプトですが、財団で様々な事業がございまして、要は区民の方々の目線で、財団は何をやっているのか、区民として何をしたいのか、例えばいろいろな事業に参加したり、いろいろな緑地なども管理しております。行きたいところ

がすぐ見つかるとか、まずそういうことを一つコンセプトにしてホームページはつくっております。

ただ一方で、やはり寄附は、当然、非常に重要な事業ですので、これも訴えていかなければいけないということで、一応両立併記というような形でつくったつもりではございますが、改めて、寄附だけではなくて、財団が様々な事業を行っているということも併せてPRして、そのPRの中で、また寄附を集めていくように努めてまいります。

○中塚さちよ委員 これを一ページから見ていたのですが、率直に言って、何かが書いてあるかが全然頭に入ってこなくて、私はどうかしてしまったのかな、何か違う気がすると思って、ほかの委員会の資料を見ていたのですが、これは普通というか、去年まではそうだった気がするのですが、事業の計画値があって、実績値があってというような表、何かあの形式だったような気がするのですね。

ほかの福祉系で出てくるものとかは、その事業の計画値、実績値、今、産業振興公社を見たら、対前年比とかも出ていましたが、要は一年間、膨大な事業をやられているものを、短い時間でこうして報告していただく、私たちも、一年間、トラまちはどうだったのかなというときに、今のこの形式は、今までもこうだったのか、ちょっと私も記憶が曖昧ですが、普通であれば、そうした一年間の計画に対して、実績値がどうだったのか、対前年比があれば、なおよいですが、そういう形の表が最初にあって、あとはこうした正味財産計算書とか、損益とか、私たちはそこまでプロではないので、なかなかお恥ずかしい限りですが、ぱっと見て分かるようなものだった気がするのですが、そのようにしていただけないものでしょうかね。

○一坪都市計画課長 計画と実績値を合わせて表記してほしいというようなところかと思います。この件については、たしか四月のこの常任委員会でも、関口委員からも同じような指摘があったかと思います。今、中塚委員からお話があったように、他の委員会との関係性もありますので、一旦持ち帰って、他の委員会との整合なども図りながら、来年度以降の対応については検討させていただければと思います。

○中塚さちよ委員 最近、結構常任委員会も皆さん工夫されていて、パワーポイントとかで資料がどんどん入ってくるようになっていて、せっかくいろいろよいことをやっていたり、いろいろな課題を見つけたり、私たちもこの時間を有意義に使っていくために、ぜひそうした資料とか数字の工夫をしていただけると、よりよいのではないかと思いますね。非常に膨大な、よいこともやられていると思いますので、次回はぜひ改善をしていた

だきたく、よろしくお願いいたします。

○関口江利子委員 ありがとうございました。二点お伺いしたいと思います。

一つ目は、農業公園の管理運営についてです。農業公園は、世田谷にフラワーランドと瀬田農業公園と次大夫堀以外にもありますが、ほかの農業公園と連携などは取られているのかどうかをお伺いしたいです。

なぜかという、次大夫堀公園では、地域の農家さんを講師に招いて、区内の落ち葉と、あと世田谷産のクラフトビールのビールかすを使って堆肥づくりを始めていらっしゃると思うのですが、この農家さんが、できれば次大夫堀だけではなくて、ほかの農業公園や、ほかの農家さんとも連携して、こういう有機の堆肥を広げていきたいというような声を伺ったので、実現ができそうな、そういう可能性があるのかどうかをお伺いしたいことが一つ。

もう一つは、空き家等地域貢献活用支援事業ですが、これは十八か所ということで、二件増えたことは大変喜ばしいのですが、そのオーナーさんが地域貢献で御自身の物件を提供したいと思っていても、やはり、まだまだ実際に借りたい人の手に届くまでにはハードルが高いと感じています。

まず、その耐震補強をしなければ、そこをクリアしなければならないとか、家賃がそんなに安いものではないということで、やはりなかなか借りにくい、貸し出しにくいということがありますが、そのあたりの支援のようなものが今後どうなっていくのかを教えてください。

○青木トラストみどり課長 農業公園ということですが、トラストまちづくりでは、いわゆる農業をやっているところということであると、瀬田の農業公園、フラワーランドがあるのですが、こちらの分園がございます。こちらで農の体験等を行っています。

また、次大夫堀公園の中に里山農園というところがございまして、大きなところではこの二か所について、区より受託をいただいて、そちらの管理を行っているというような状況がございます。

他団体というか、ほかでいろいろやっている方々との連携ということですが、ボランティアさんを入れたり、トラストまちづくりのほうでも様々なところと連携を取りながら管理等も行っているところですが、今お話があったところについては、何ができるかということもあるのですが、その可能性についても、今後、何ができるか、あるいは難しいのかどうかも含めて考えてまいりたいと思います。

○小柴常務理事 今、空き家の御質問があったので、前回も同じような御質問をいただいたのですが、確かに団体、先ほどのまちづくりファンドではないですが、すごい団体とのネットワークを持っていて、おっしゃるように使いたいという団体はかなりあります。

ただ、何せ物件が、要するにそういう団体に使ってもらえるような価格というか、交渉で成り立つ、持ち込まれる物件がまず少ない。

あとは助成金を、改修費を出す事業もありますが、これもなかなか使われないのは、要するに、建築基準法にマッチしなければならないという問題をはらんでいます。

空き家については、先ほど御質問があったように、区との役割分担もしていますし、民間でもいろいろな制度、プラットフォームができてきています。

今年度は、なるべくオーナーに響くようなチラシを用意してお配りしているのですが、もうちょっといろいろなところでお配りできるとよいなと思いながら、なかなか苦戦しているところです。

いろいろな課題もありますが、おっしゃることはよく分かりますので、検討しながら、次の方向を考えていきたいと思います。

○鈴木居住支援課長 まず、オーナー様との距離というところで、それが私どもの大きな課題だということは認識しています。

これに関しては、支援を強化していかなければいけない、伴走支援をしていかなければいけないだろうということではあるのですが、まずは登録件数という、オーナー様がこの事業に賛同してくださって、登録をしていただけるという件数を増やしていくことが必要だろうと思っていまして、先ほど小柴常務理事からもありましたとおり、まず周知啓発を強化していきたいと考えています。

その中で、今、検討を始めなければいけないと思っていることでは、あんすこや終活支援センターなどにいらっしゃる方々に、こういう事業がありますよという周知ができないかということで、庁内で協議をしたり、連携が図れないかということで検討を進めているところでございます。

○畠山晋一委員長 以上で①令和七年度一般財団法人及び②令和八年度公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出についての報告を終わります。

参考人の皆様におかれましては、委員会を代表して改めて御礼を申し上げます。本日は皆様に御出席をいただき、それぞれの事業について詳細にお話を伺うことができました。誠にありがとうございました。

参考人の皆様が、ここで退席されます。

あわせて、座席の変更等を行いますので、しばらくお待ちください。

〇**畠山晋一委員長** それでは次に、㊤令和七年度及び令和八年度多摩川緑地広場管理公社の経営状況についてに入ります。

多摩川緑地広場管理公社は、北川みどり ㊞推進担当部長が理事をされております。

それではまず、区理事者より経営状況についての説明をお願いします。

〇**中杉公園緑地課長** それではまず、世田谷区の立場としまして、令和七年度及び令和八年度多摩川緑地広場管理公社の経営状況について御報告をさせていただきます。

なお、これから御報告します令和七年度事業報告及び決算並びに令和八年度の事業計画・収支予算については、本年一月二十八日及び七月十六日に開催されました当公社の理事会において承認を得ていることを併せて御報告申し上げます。

まず、多摩川緑地広場の位置の説明をさせていただきます。お手元の資料三ページ、施設案内のパンフレットの左下を御覧ください。当施設は、田園都市線の二子玉川駅、それから東横線、目黒線、多摩川線の多摩川駅の間、やや多摩川駅寄りの多摩川河川敷にございます。二子玉川駅からですと三キロほど、多摩川駅からですと一・五キロほどの距離でございます。

玉堤通りを通っている二子玉川駅と多摩川駅間を結ぶ路線バスが利用でき、玉川温室村というバス停が最寄りでございます。

それでは一ページ、令和七年度多摩川緑地広場管理公社の経営状況についてにお戻りください。

1 事業実績でございます。当公社の設立経緯ですが、昭和五十一年に河川敷を所有する当時の建設省より、河川敷を広く一般に開放する取組の一環として、民間企業が既に占用していた世田谷区と大田区にまたがる二つの運動場について移管を受ける希望があるか両区に照会がありました。これを受け、両区で協議し、既存施設の有効活用及び施設が両区にまたがる状況を勘案し、工作物及び管理事務所等を折半で取得し、それを管理運営するため、昭和五十三年十二月に世田谷区と大田区の共同で公社を設立したものでございます。

河川敷の使用については、それぞれの区が国から河川敷の占用許可を受けて設置しております。世田谷区ですと世田谷区立多摩川玉堤広場、また、大田区ですと大田区立多摩川田園調布緑地、それぞれ区の条例ごとに呼び名は異なっておりますが、こちらを併せて、

両区民をはじめとした広く一般の利用に供して、スポーツ及び憩いの場を提供するために適正に管理し、健全な心身の保持増進に寄与するという目的で設置されたものでございます。昨年度については、この目的を達成されていると考えております。

2 施設規模でございます。㊦運動施設ですが、全体を合わせて十万平米ほどでございます。大田区側で七万八千平米、世田谷区側で二万六千平米、それぞれ河川敷を占用しまして、こちらの表にございますように、テニスコートが合わせて十七面、硬式の野球場が二面、軟式用が二面、また、少年野球場が一面、サッカー場が二面、そのほかに多目的に使えるグラウンドや河川敷の駐車場等が整備されております。

こちらの施設の配置については、後ほど四ページ、施設案内のパンフレットの施設配置図を御覧ください。

㊧管理事務所ですが、世田谷区玉堤一丁目に事務所が設けられております。鉄骨造りの二階建て、一階部分にはロッカールームや更衣室、シャワーなどが整備されております。また、敷地内には駐車場も併せて設置されております。

㊨駐車場です。①管理事務所の駐車場は千平米ほどで四十八台、②河川敷にございます駐車場は千五百平米ほどで七十五台の駐車ができる規模でございます。

二ページを御覧ください。3 運動施設利用状況でございます。こちらの表に記載のとおりですが、この表の見方としては、例えばテニスコートを例に取りますと、平日に施設を利用することができる時間が年間で二万千八時間あるのに対して、実際利用されたものが五千八百九十時間、利用率としては二八％となっております。

一方、土日休日に施設を利用することができる時間が年間で一万四百十四時間あるのに対して、実際利用されたものが六千八百五十六時間、利用率としては六六％となっております。

その他、野球場、少年野球場、サッカー場については記載のとおりでございます。

4 令和七年度決算総括表でございます。まず、㊩一般会計ですが、歳出決算は、世田谷区、大田区合計で、予算現額が一億四千四百九十六万千円に対しまして決算額一億三千二百九十四万八千八百十三円、決算不用額の千二百一万二千百八十七円については、決算額に応じて世田谷区、大田区にそれぞれ戻入されております。詳細は一三ページから一四ページに記載しております。こちら後ほど御覧いただければと思います。

続いて、㊪特別会計でございます。こちらは公社の自主事業で、例えばコインロッカー取扱手数料、テニスボール等の運動用具の貸出し、また、自動販売機等の設置やその

他取扱手数料などで構成されております。

歳入及び歳出の決算額は表のとおりでございます。収支額については、令和八年度予算に繰り越されております。こちらは一五ページから一六ページに記載しております。

続いて、資料二六ページ、令和八年度多摩川緑地広場管理公社の経営状況についてに基づいて、令和八年度の経営状況、事業計画並びに収支予算の概略を御説明します。

まず、1の事業計画、2の施設規模については、こちらに記載のとおりでございます。また、資料三一ページに施設開設日、施設の種類及び使用料を記載しております。

次に、二七ページを御覧ください。3令和八年度予算総括表でございます。まず、㊦一般会計でございます。令和八年度予算額については、世田谷区と大田区を合わせて一億四千九百七十三万千円でございます。令和七年度と比較しますと四百七十七万円の増額となっております。

こちらは三五ページから三九ページにそれぞれ詳細が記載されております。

次に、二七ページにお戻りください。㊧特別会計でございます。令和八年度の予算額としては二百三十六万八千円を見込んでおります。こちら四〇ページから四一ページに詳細が記載されております。

世田谷区からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** 次に、経営方針等についての説明をお願いいたします。

○**北川多摩川緑地広場管理公社理事** それでは、多摩川緑地広場管理公社の理事を兼務してございますので、私からは、経営方針及び運営状況等について御説明させていただきます。

当公社は、先ほど御説明しましたように、多摩川河川敷に設置されている広場の適正な管理を行い、区民に憩いの場を確保すること、また、健康の増進を図ることを目的として昭和五十三年に世田谷区と大田区との共同により設置されたもので、今年度で四十八年目を迎えることになっております。

公社の役員については、理事長が一名と理事が六名、計七名でございます。理事長は常勤の公社職員ですが、その他の理事は、世田谷区と大田区の部長級職員各三名ずつが選任されております。

また、公社の体制については、先ほど申しました常勤の理事長一名のほか、短時間勤務の職員が六名、合わせて七名で運営を行ってございます。

資料の右肩上に記載しております二二ページを御覧ください。令和六年度、七年度の運

動施設等使用料の収納状況でございます。令和七年度については、運動施設等使用料収入が三千八百八十三万九千八百円で、令和六年度の二千八百三十八万四千九百円と比較して約四〇%増加してございます。

令和六年度からの主な増収理由としては、令和六年度は台風十号の影響によって施設を長期間閉鎖した一方で、令和七年度は台風や大雨による影響が少なく、安定した施設運営が可能であったということが挙げられます。

続いて、令和八年度の事業目標、経営方針ですが、これまでと同様に、安全で良好な施設の維持管理に努めまして、利用者の皆様の満足度をさらに向上させるということ、また、天候に左右されるところもございますが、利用率のアップ、経費の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上ですが、今後とも世田谷区、大田区と協議を行いながら、両区民のニーズに対応する施設運営の充実、悪天候による施設閉鎖からの早期の復旧、経費の削減などに努めまして、効果的、効率的な運営に努めてまいります。引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

○**畠山晋一委員長** それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**中塚さちよ委員** 令和七年度に大雨とかがあって、庭球場が使えなくなった件ですが、大田区の区議会議員の人と話をしたときに、このとき、結構長く使えなくなって、それについての区民周知や、対応している事業者というのかな、その辺について、世田谷区と大田区で違いがあるのかなと。大田区で区民の人が、使えないことを全然知らなくて、その議員の人には相談というか、苦情があったような話もあったので、その辺はどうなっているのか教えてほしいのですけれども。

○**中杉公園緑地課長** 大雨の際の被害に関しては、維持管理でできる範囲であれば、公社でやっております、その範囲を超えますと、両区で対応しております。両区で対応しておりますので、随契や入札や、それぞれのやり方で対応しております。

○**中塚さちよ委員** ということは、それに対応している事業者さんとかも違ったりするということですか。

○**中杉公園緑地課長** そのとおりでございます。

○**中塚さちよ委員** それは承知しましたが、利用者の方からすると、世田谷区民と大田区民で対応が全然違ったりすると、同じところを使っている方々ですので、議員の方からも、

そのようなお話を聞いたりしましたので、何かそこをうまくやる仕組みのようなものはないとか、それはもうそれぞれの区が独自にお願いしますということになっているのですかね。

○中杉公園緑地課長 それぞれのスピード感を持ってやっているというところは、両区お互いに意識を持ってございますので、あとは業者の選定などは、公社、大田区ともに、ちょっと体制について検討していきたいと考えております。

○中塚さちよ委員 体制について、公社で一緒にやっている事業だと思いますので、検討とか、改善があればよいのかなと思います。お願いします。

○下山芳男委員 利用率の件ですが、なかなか平日や、また、利用する方のそういうものについて、テニスコートの平日などは二八%ということで、何かしらもうちょっと工夫して、休日ではない、平日であっても、利用率を高めるような何かの工夫とか、そういうことをしているのかどうか、ちょっと伺いたいのですが。

○北川多摩川緑地広場管理公社理事 特に平日の昼間については、立地条件もそこまでよいということでもないの、あとは需要も限られてくるということもあって、テニスコートだけではなくて、軟式野球場や少年野球場、サッカー場も含めて、利用率が低い傾向にございます。

特に空調が効かない屋外の運動施設という特性もあるので、テニスコートについては個人利用が多いということもあって、個人の判断で利用を控えたり、キャンセルしたりということもあって、熱中症を避けるというところの利用控えのようなものもあるとは伺ってございます。

ただ、こういうせっかくある施設ですので、平日の昼間といえども、より利用率が高いほうが、区民の方の健康増進にとってもよいと思いますので、こちらについては課題として捉えながら、需要の関係も当然あるのですが、大田区、あと公社、世田谷区、三者で意見交換等も引き続き進めていきたいと考えてございます。

○下山芳男委員 もう一つ、今の中塚委員からの質問の中にもありましたが、去年は台風とかの影響を受けたということですが、随分、十数年前かな、いわゆる多摩川に大きな、本当にすごい大水があって、もう一面泥だらけのようになって、何か月も使えないときがあったと思うのですが、今、いわゆる多摩川の水位などについて、上流の市などとの連携とか、それを防ぐようなことについても取り組みはしているのですか。

○中杉公園緑地課長 水防に関しては、それぞれの両区で協議しているというところがご

ざいます。今年度は、水防態勢を二回ほど、大田区のほうで先に協議をした結果、撤去が望ましいということで、今年度は世田谷区のほうも合わせて撤去を行っております。

上流のことに關しては、その都度情報を得て、それぞれ両区のところで協議をし合いながら検討をしているところでございます。

○山口ひろひさ委員 今の関連で、ちょっと細かいことですが、利用可能時間と表に出ています。例えば野球場（平日）は六千百九十二、別にあそこはナイター設備も何もないと思うのですが、サッカー場は三千五百二十二とか、何で同じ場所のいわゆる野球場、サッカー場なのに、この少年野球場もそうだけれども、この利用時間の差は何なのかなと思って。

○中杉公園緑地課長 可能時間に関しては、大雨の影響とか、あと整備にかかる日数とかでこまが変わってくるような形になっております。あと面の、施設の数が違うというところでも差が出てきてございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。下山委員の続きのようになるのですが、まず、夏場、冬場、春秋のよい季節、季節ごとの利用というものは出せたりしますか。

○北川多摩川緑地広場管理公社理事 例えば、配付している資料の二一ページ、二二ページあたりですが、こちらは使用料の収納状況としてまとめております。各月の使用料の状況についてまとめたものでございます。それ以上のものについては、取りまとめは可能ではありますが、現時点の資料には載せておりません。

○関口江利子委員 ありがとうございます。何だか差が思ったより、そんなに大きく、夏場は特に下がるという感じもないのだなと思いました。

右肩二〇ページに令和三年からの推移が書いてあるのですが、一つは、テニスコートの平日の利用が半減しているのですが、この理由は分かりますか。

○中杉公園緑地課長 利用率の低下については、年々の暑さというところがございます、テニスコートには、個人でやっている方がいますので、ちょっとキャンセルしやすいという状況があると思います。野球とサッカーに関しては団体でやっていますので、キャンセルしにくいというような状況でございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。何かテニス、ほかのスポーツ施設では数が足りなくて、テニスコートをつくってほしい、つくってほしいという声も聞くので、この利用率の低さは何なのかなとちょっと思ったのですが、取りあえず暑さのためではないかということなのですね。

あと、平日の稼働率について、利用料との兼ね合いはあると思うのですが、例えば近隣の小学校の部活に使うとか、保育園の遊ぶ場に使うとか、そういう使われ方はされたりするのですか。

○中杉公園緑地課長 テニスコートなどの昼間の利用は、保育園などは、現在していない状況ですが、硬式野球場に関しては、定期利用という形で、高校や大学などが使っている状況でございます。

○畠山晋一委員長 それでは、以上で令和七年度及び令和八年度多摩川緑地広場管理公社の経営状況についてを終わります。

○畠山晋一委員長 次に、㊟その他ですが、ほかに報告事項等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 ないので、報告事項の聴取を終わります。

○畠山晋一委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊿次回委員会の開催についてですが、前回決定したとおり、明日九月二日水曜日午前十時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

○畠山晋一委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午前十一時六分散会
